

支援を担う体制づくり及び人材育成等について

生活困窮者自立支援における都道府県や中間支援組織等による自治体支援について

【現状と課題】

- 平成30年改正により、市等の職員に対する研修等の事業を行うことが都道府県の努力義務とされた。これを受けて創設された「都道府県における市町村支援事業」により、都道府県は、市町村への支援として、①市町村の支援従事者に対する人材養成研修の実施、②市町村が各種事業を効果的・効率的に実施するための体制整備への支援、③相談員同士が市域を超えて困難事例に関する意見交換やケース検討等を行う場の構築等を行っている。
- 都道府県が実施している支援内容を見てみると、「都道府県研修の開催」や「任意事業実施促進の働きかけ」は多くの都道府県が行っている一方で、支援員に向けた支援である「スーパーバイズ」や「多職種も含めたネットワークづくり」は実施率が低調となっている。
- 国では、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県をサポートしたり、市町村に直接ノウハウの伝達・助言等を行ったりするため、都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応に関する助言（自治体・支援員向けのコンサルティング）を行っている。就労準備・家計改善の事業実施に向けた支援を中心に、令和元年～3年度で延べ141自治体に支援を実施。
- こうした中、一部の地域においては、民間組織等を中心とした支援者ネットワーク（いわゆる中間支援組織）が構築され、支援員同士の情報共有や、ノウハウ支援、支援員向けのスーパーバイズ等の幅広い活動が行われている。
- 平成30年改正において、福祉事務所を設置していない町村を対象に、生活困窮者からの相談に応じるなど一次的な相談支援を実施するための事業を創設したが、実施町村数は令和3年度実績で880町村中40町村と低調。町村における一次的な相談支援の実施上の課題としては、支援員の確保や、人材育成等が挙げられている。

【考え方】

- 人が人を支える生活困窮者自立支援制度において、各種事業を担う支援員は、法の理念に基づく支援を支える重要な基盤であることから、支援員の質の向上はもとより、バーンアウトを防ぐことが重要。そのため、国の自治体コンサルや都道府県による支援の実施とともに、支援員同士のネットワークを推進すること等により、支援員に向けた支援を強化することが必要。
- また、福祉事務所未設置町村においては、相談窓口へのアクセスを容易にする観点から、引き続き一次的な相談窓口の設置を推進する必要がある。

【論点】

- 支援員に向けた支援を強化する観点から、例えば中間支援組織による支援や自治体コンサルティングの活用を推進してはどうか。
- 福祉事務所未設置町村における一次的な相談窓口の設置を推進するためには、どのような方策が考えられるか。

生活困窮者自立支援における人材養成研修のあり方について

【現状と課題】

- 現在の人材養成研修では、主に自立相談支援事業の初任者を対象として、国による研修（前期研修）と都道府県による研修（後期研修）を実施しており、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県から修了証が発行される。都道府県研修については、その細かな内容は都道府県の裁量に委ねられており、また、ブロック別研修（国事業）による代替も可能としている。このほか、国においては、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の従事者に対する研修、都道府県研修の企画立案を行う都道府県職員向けの研修、孤独・孤立等の社会問題への対応を学ぶ個別テーマに関する研修、生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修を実施している。
- 平成30年改正により、市等の職員に対する研修等の事業を行うことが都道府県の努力義務とされたことを受け、令和2年度から人材養成研修の一部を都道府県に移管したところであるが、令和3年度に修了証発行要件に関わる都道府県研修を実施した都道府県は約57%にとどまっている。

【考え方】

- 市等の職員に対する研修等の事業の実施は都道府県の努力義務となっている一方、現在の都道府県研修の実施率を踏まえると、都道府県が研修に取り組みやすい環境を整備すること等により、都道府県研修の実施をより一層推進することが必要。一方で、「法の理念等の制度の基盤となる内容については、今後も国が責任をもって実施すべき」といった意見もあることから、人材養成研修における国と都道府県の役割についても整理が必要。
- また、現行の研修体系においては、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員・従事者のうち、主に初任者を対象とした研修が実施されているが、人が人を支える困窮制度において、支援を担う人材の質の向上は必要不可欠であることから、現任者を対象とした階層別の研修や他の任意事業の従事者に対する研修も必要。

【論点】

- 都道府県研修について、例えば国において標準的な研修内容や教材等を作成するなど、都道府県研修の実施を推進する方策を講じてはどうか。
- 法の理念等、制度の基盤となる内容については国研修が担い、都道府県研修では参加型の研修を実施するという国と都道府県の役割のあり方について、どのように考えるか。
- 現任者を対象とするステップアップ研修や、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けてはどうか。

生活保護制度における都道府県等の役割のあり方等について

【現状と課題】

(都道府県等の役割)

- 生活保護制度上、都道府県は、福祉事務所を設置していない町村部で保護の実施機関として自ら保護の実施に当たるほか、医療機関の指定・指導等や、各種研修の実施等、様々な役割を担っている。
- 前回の法改正では、都道府県が、域内の市町村に対して、保護に関する事務の適正な実施や事業の効果的かつ効率的な実施のために、必要な助言等の援助を行うことができる旨の規定を創設した。加えて、予算事業として、都道府県が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成に取り組む「都道府県等による生活保護業務支援事業」を創設した。

(人材養成研修)

- 職員の業務遂行能力を高めるため、多くの福祉事務所が、都道府県（市）本庁が実施する新任職員・現任職員向け研修会や、厚生労働省の生活保護担当ケースワーカー全国研修会を活用している。また、査察指導員やケースワーカーの各種研修への参加状況をみると、都道府県（市）本庁が行う研修会や福祉事務所内での研修会への参加率が高い。
- ケースワーカーの育成に関し、福祉事務所では、他法他施策も含む知識習得や、援助の原則（寄り添い、受容・傾聴、信頼関係づくり、権利尊重）、業務への取り組み方（報連相、相談しやすい組織、情報共有、指導体制）等が重視されている一方で、業務が忙しく育成する時間がない等の課題を抱えている。
- こうした点を踏まえ、これまで、厚生労働省では、都道府県や福祉事務所での研修に資するよう、相談援助に関する基本的考え方と技術を中心とした新任ケースワーカー向けの研修素材などを作成してきた。

【考え方】

- 都道府県による市町村に対する援助のあり方等については、特に医療扶助・健康管理支援の分野での取組を深めていく必要があり、その他の分野についても、福祉事務所未設置町村との関係も含め、検討を進める必要がある。
- ケースワーカー等のレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるためには、研修等の充実を図ることが有効と考えられる。同様に、救護施設等保護施設や、日常生活支援住居施設でも、支援の質の向上が求められていると考えられる。
- また、生活困窮者自立支援制度との連携強化を図る観点から、研修等の実施により、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが重要であると考えられる。

【論点】

- 都道府県による市町村への援助やケースワーカー等に係る研修等について、効果的・効率的な実施のため、引き続きどのような取組が必要と考えられるか。

【現状と課題】

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する福祉事務所が保護の責任を負うのが原則である。
- 一方、被保護者が、保護施設や特別養護老人ホーム等の日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないよう、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。
- 前回の法改正では、有料老人ホームや軽費老人ホームのうち介護保険の住所地特例の対象となっているものを居住地特例の対象とするよう制度を見直したが、その際、これまで居住地特例の対象となっていた、日常生活上の世話・生活指導を受ける各種施設に同視する施設として、自ら日常生活上の支援サービスを実施する（特定施設入居者生活介護を行う）場合に限り、まずは居住地特例の対象として加えることとしたところ。
- このため、有料老人ホームや軽費老人ホームに入所する場合の、生活保護の居住地特例の対象範囲と、介護保険の住所地特例の対象範囲との間には、引き続き差異がある状況である。

【考え方】

- 居住地特例の対象について、地域の公平な負担の観点、実務を行う上でのわかりやすさの観点を踏まえると、遠方の施設に入所した際の訪問調査の負担が課題にはなるものの、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体にまで更に拡大することが適当と考えられる。

【論点】

- 居住地特例について、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体にまで更に拡大することが適当ではないか。

生活保護の効果的・効率的実施について

【現状と課題】

- ケースワーカー数はここ10年で約4千人増加し、1人当たり担当世帯数は減少している。一方で、80世帯/人を超える状態は継続しており、また、経験年数3年未満のケースワーカーは全体の6割にのぼっている。
- 現状、生活保護世帯が抱える課題は多岐にわたり、また複数の課題を抱える場合も多い。このため、多くのケースワーカーが、援助方針の策定を含む具体的な相談援助の局面を中心に、様々な負担や困難さを抱えている状況にある。特に、他法他施策や関係機関との連携に当たり、必ずしも十分な協力が得られていないという課題を感じているケースワーカーも多い。
- ケースワークの質の向上と負担軽減を両立させる観点から、また、福祉事務所として、業務負担を軽減し、本来のケースワーク業務に充てられる時間を確保しやすくするため、嘱託職員等の雇用による業務分担や、ICT等の機器を活用した事務処理等、各種の取組や工夫を行っている。こうした取組に対し、国としても、雇い上げ経費の補助やデジタル化の試行的取組の補助等の必要な支援を実施している。
- マイナンバー情報連携による情報照会を生活保護申請時や収入認定時に利用することで、事務の省力化が期待できることから、これまで、厚生労働省から自治体に対しては、情報連携を行うことによる業務上の利点等を示した通知を発出し、取組を促してきた。その一方で、福祉事務所の中には、必要なシステム改修を行ったにもかかわらず、情報連携自体の理解が不十分であること等を理由に、情報照会を全く実施していないところが存在するなど、自治体によって習熟や活用の度合いに違いが生じている状況にある。

【考え方】

- 関係機関と連携しながら計画的に支援に取り組むための仕組みづくりとして、現在当部会で検討している事項（被保護者の援助に関する計画の作成、関係機関との間で支援の調整や情報共有を行うための新たな会議体の設置）は、ケースワークに必要な専門的知識を外部から取り入れ、支援に活用することにより、支援の質を高めることができるとともに、結果としてケースワーカーの業務負担の軽減につながり、生活保護の効果的・効率的実施にも資する面があると考えられる。
- 同様の観点から、「今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究」（令和3年度社会福祉推進事業）を踏まえ、当部会での議論も経た上で、家庭訪問に関する取扱いを見直す旨の通知を、本年7月26日付けで発出した。
- マイナンバー情報連携等、ICT等を活用した事務負担軽減策を進める必要がある。

【論点】

- マイナンバー情報連携がより積極的に活用されるよう、これまで厚生労働省が発出した通知等の内容を分かりやすく整理した上で、福祉事務所に対して改めて周知を図るとともに、域内の自治体での情報照会の実施状況の把握や、情報照会に関する研修を実施するなどの支援を行うよう、都道府県に対して改めて周知を図ることとしてはどうか。

生活保護の不正受給対策について

【現状と課題】

- これまで、生活保護の不正受給対策として、福祉事務所の調査権限の拡大や不正受給に係る返還金の上乗せ、不正受給に係る返還金や資力がある場合の返還金の保護費との調整等、各種の制度見直しを講じてきた。また運用上も、不正受給の未然防止・早期発見に向け、年金加入状況の把握や課税調査の徹底を図ってきた。これらの取組も背景に、不正受給の件数及び金額は近年減少傾向にある。
- 不正受給の内容の多くは、稼働収入の無申告や過少申告が占める。一方で、悪質性の高い事案の類型の一つとして、複数の福祉事務所で保護を受給する不正行為がみられる。こうした事例があると回答した自治体（県・指定都市・中核市）は約4割に上る。
- こうした複数の福祉事務所で保護を受給する不正事案の発生を未然に防止するため、約8割の自治体（県・指定都市・中核市）で、住民票の所在地が実際の居住地とは異なる場合に、住民票所在地の自治体に保護受給の有無の確認を行うなど、各自治体において様々な取組がなされているとみられるが、自治体によって、取組の度合いには違いがあると考えられる。

【考え方】

- 複数の福祉事務所で保護を受給する不正事案は、社会的な関心も引きやすいことを踏まえると、制度の信頼性を確保する観点から、業務の負担にも留意した上で、一定の対策を講じる必要があると考えられる。
- ICT等の活用は、生活保護の効果的・効率的実施のみならず、生活保護費の不正受給の未然防止・早期発見を図る観点からも重要である。

【論点】

- 複数の福祉事務所で保護を受給する事案を防止するため、業務の負担にも留意しつつ、住民票上の住所地と異なる自治体で保護申請があった場合、状況に応じて住民票所在自治体に保護受給確認をすることについて、どのように考えるか。
- マイナンバー情報連携がより積極的に活用されるよう、これまで厚生労働省が発出した通知等の内容を分かりやすく整理した上で、福祉事務所に対して改めて周知を図るとともに、域内の自治体での情報照会の実施状況の把握や、情報照会に関する研修を実施するなどの支援を行うよう、都道府県に対して改めて周知を図ることとしてはどうか。（再掲）

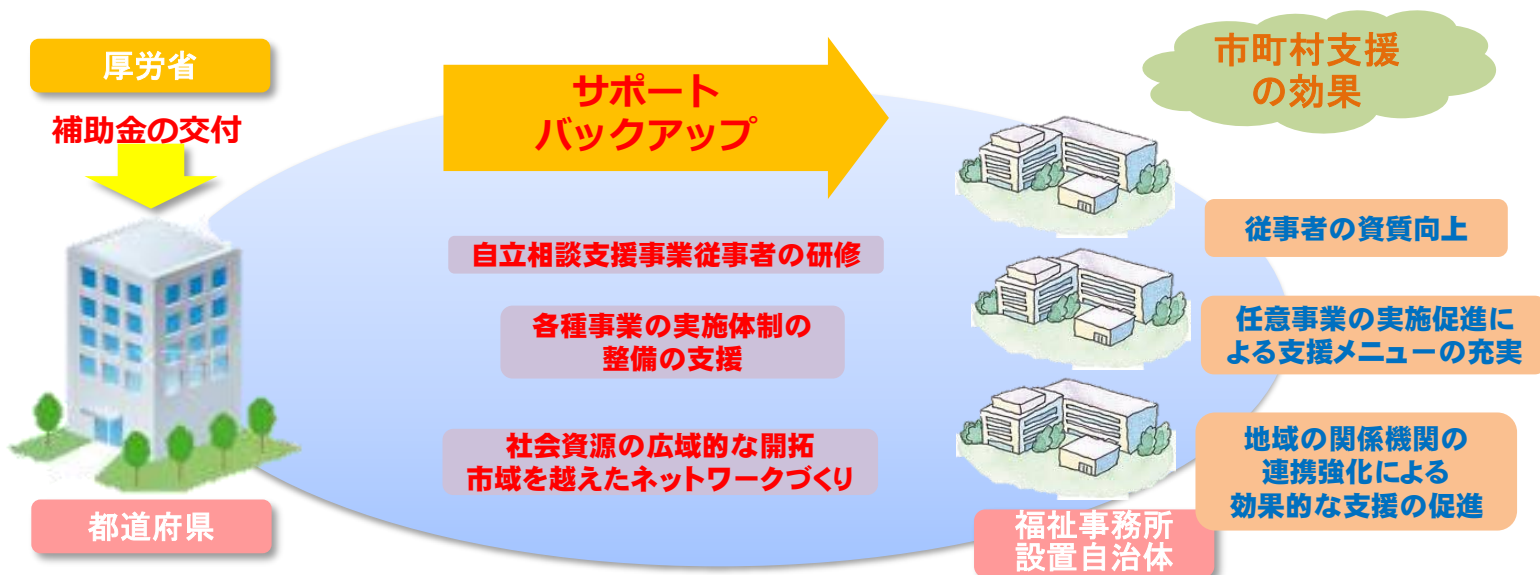
参考資料



事業の概要

- 都道府県は、市町村への支援として、
 - ①市町村の支援従事者に対する人材養成研修の実施
 - ②市町村が各種事業を効果的・効率的に実施するための体制整備への支援
 - ③相談員同士が、市域を超えて困難事例に関する意見交換やケース検討等を行う場の構築等の事業を行う。

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ



期待される効果

- 研修実施や市域を越えた相談員のネットワーク構築等により、従事者の資質向上や困難ケースに直面した際のバーンアウト対策が図られる。
- 都道府県主導による任意事業の実施促進により、各市町村で提供される支援メニューが充実。

生活困窮者自立支援に関する自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用 ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等
- ※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
 - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

生活困窮者自立支援に関わる支援者同士の連携等について

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、主に都道府県域で、情報共有や相談員同士のネットワークづくり、社会資源の共有等の多様な取組が進んでいる。

広域的な支援者ネットワーク（例）

- ※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
- ※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

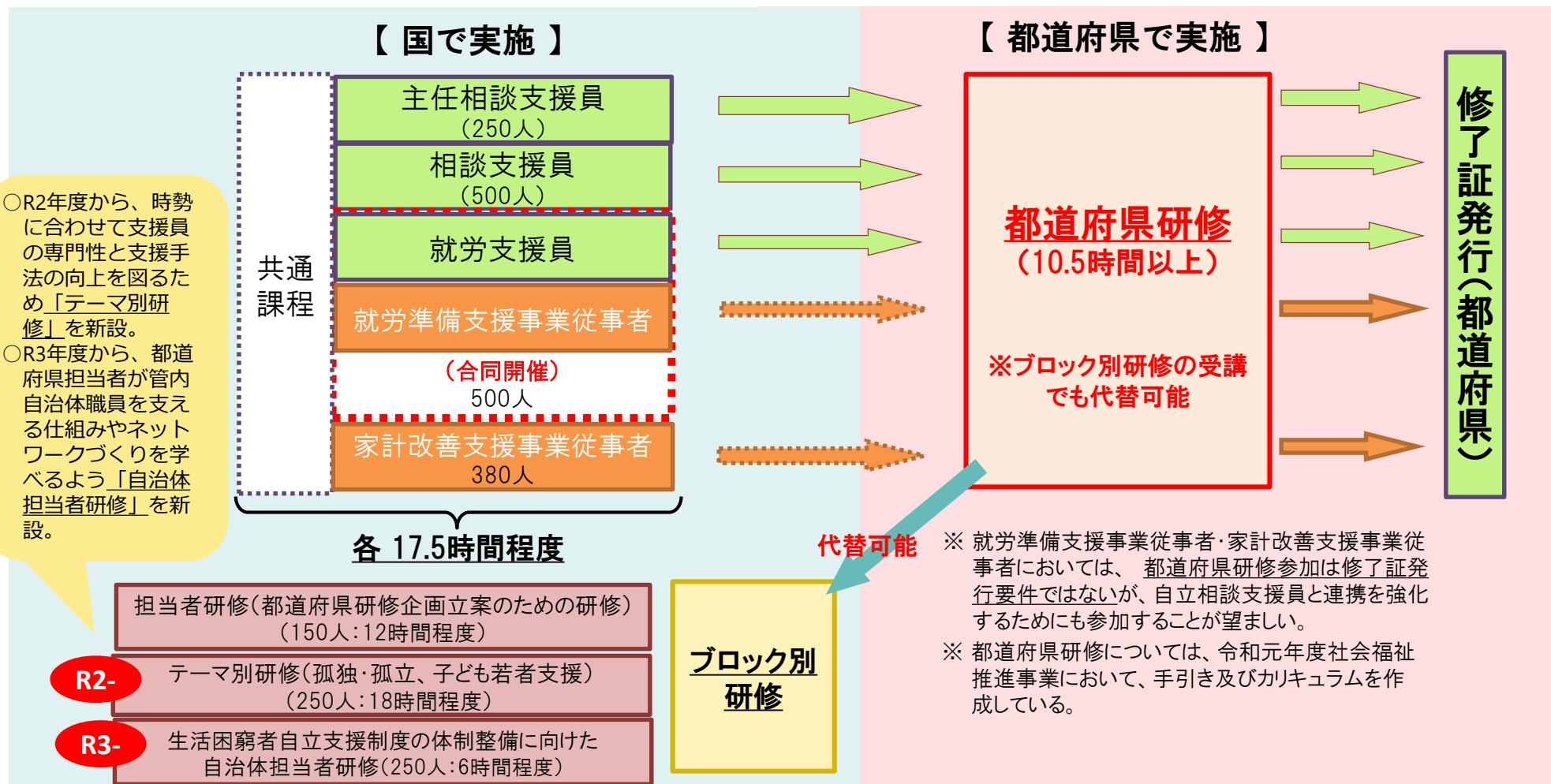
（凡例）

- ◎：分野を特定しない支援者ネットワーク
- ：自立相談支援機関のネットワーク
- ：就労支援のネットワーク



現行の生活困窮者自立支援制度における研修体系

- 国研修は、共通課程と職種別の研修から構成され、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県より修了証が発行される（資格要件ではない）。
 - ※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではない。
- この他、国においては、都道府県職員を対象とした「都道府県研修企画立案のための研修」や、行政職員や支援者を対象とした「テーマ別研修」、「体制整備に向けた自治体担当者研修」を実施している。



都道府県の役割（制度上の位置づけ等）

生活保護法では、都道府県は、福祉事務所を設置していない町村部において、保護の実施機関として自ら保護の実施に当たるほか、様々な役割を担っている。平成30年改正では、都道府県の援助に関する規定が創設された。

都道府県の主な役割

- (1) 市町村長の行う事務に関する事務監査（第23条）
- (2) 保護施設の認可・指導監督等（第41条等）
- (3) 医療機関等の指定・指導等（第49条等）
- (4) 審査請求等（第64条等）
- (5) 市町村長の保護等に関する事務の適正な実施のために必要な助言その他の援助の実施（第81条の2）

○その他、法令上の規定はないが、ケースワーカーや査察指導員に対する研修等も行っている。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（抄）（H29.12.15）

- 生活保護制度についても、就労支援事業や医療扶助に関する業務など、市町村圏域を超えた人の動きがあるほか、地域資源が不十分な地域などでは、複数の自治体で事業を実施することが効率的な場合もある。こうした場合に、都道府県が、事業の広域実施に向けた総合調整や助言等を行うことが効果的・効率的であると考えられる。

都道府県の援助に関する規定（平成30年改正）

（都道府県の援助等）

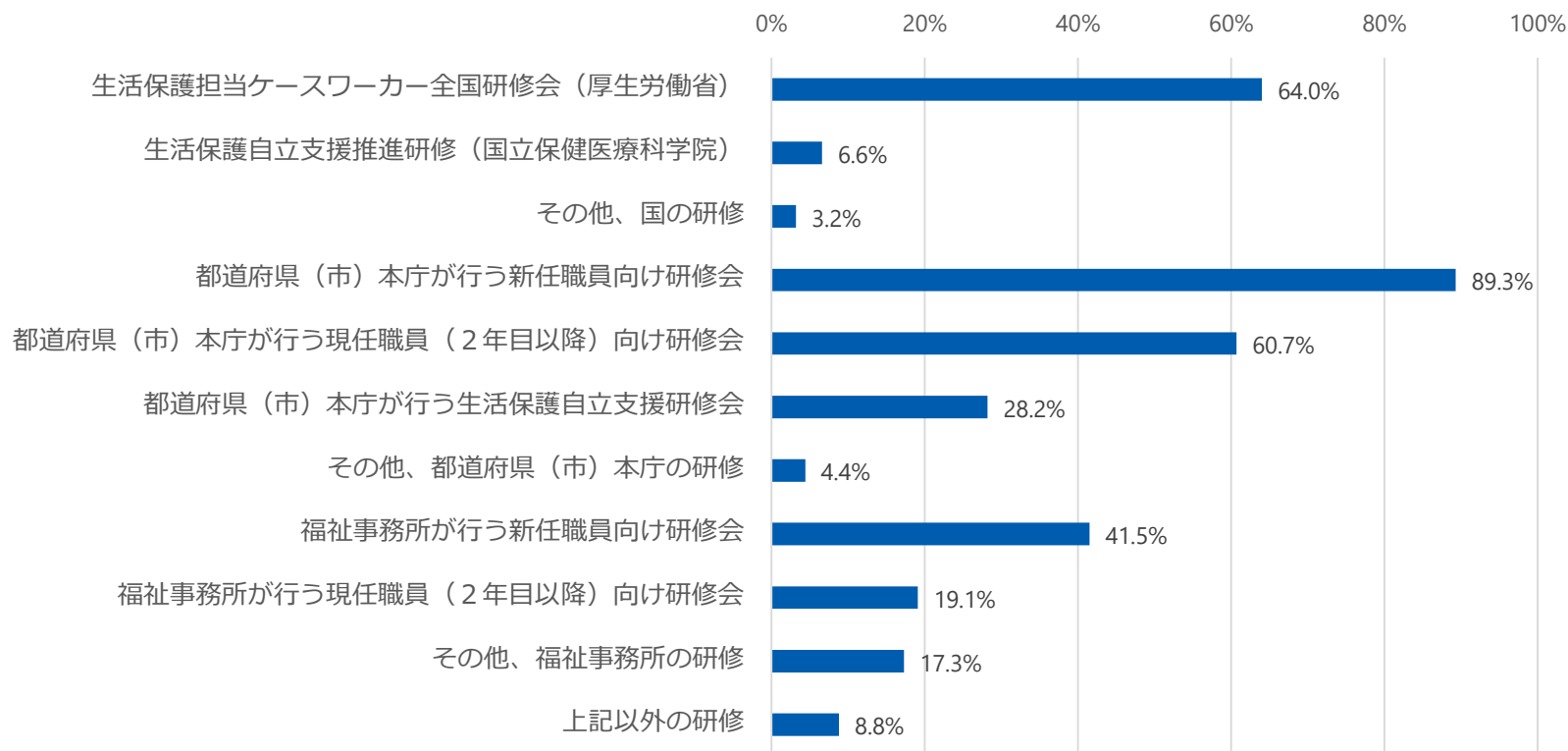
第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

職員の業務遂行能力を高めるために活用している研修機会 (福祉事務所長向けアンケート)

職員の研修機会として、都道府県（市）本庁が実施する新任職員・現任職員向け研修会や、厚生労働省の生活保護担当ケースワーカー全国研修会を活用している割合が高い。

職員の業務遂行能力を高めるために活用している研修機会 (n=873)



※ 平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」（日本総合研究所）報告書より抜粋

生活保護における居住地特例について

趣旨

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関（福祉事務所）が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設、更生施設	○	—
無料低額宿泊所	×	—
日常生活支援住居施設	○	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○（※3）	○（※1）
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者（※2）	○（※1）	○（※1）
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者（※2）	×	○（※1）
サービス付き高齢者住宅（有料老人ホームに該当しないもの）	×	×
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	×	×

※1 定員29名以下の地域密着型の施設は住所地特例（介護保険）、居住地特例（生活保護）の対象外。

※2 特定施設：有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームであって、地域密着型特定施設でないもの

※3 介護老人福祉施設に施設介護を委託する場合は、地域密着型施設は居住地特例の対象外。特別養護老人ホームに措置入所する場合は定員の多寡を問わず対象。

生活保護ケースワーカー数等の状況

- 生活保護の実務を担うケースワーカーについては、平成23年から約4千人増、また、1人当たり担当世帯数は減少。ケースワーカーの配置については、社会福祉法の標準数(※)を踏まえて必要な交付税措置を行うとともに、自治体に対する指導監査において必要な人員体制を確保するよう助言指導。

※ ケースワーカーの配置は、社会福祉法において市部80世帯に1人、郡部65世帯に1人を「標準」として定められている。

○ケースワーカーの配置状況

	①ケースワーカー数	②被保護世帯数	ケースワーカー1人当たり担当世帯数 (②/①)
平成23年4月	15,429人	1,456,855世帯	94.4世帯
令和3年4月	19,195人 (+3,766人)	1,638,787世帯 (+181,932世帯)	85.4世帯 (▲9.0世帯)

※ 出典：地方公共団体定員管理調査及び被保護者調査(平成23年4月は福祉行政報告例)

※ 令和3年4月被保護世帯数は速報値

※(注)地方公共団体定員管理調査結果に基づく平成23年4月のケースワーカー数には、東日本大震災により一部未調査であった11市町村の数が含まれていないため、厳密にはこの数字よりも若干多い可能性がある。

(参考) 地方交付税算定上の基礎となる人口20万人(市部人口10万人) 当たりケースワーカーの数

※括弧内は前年度からの増員数

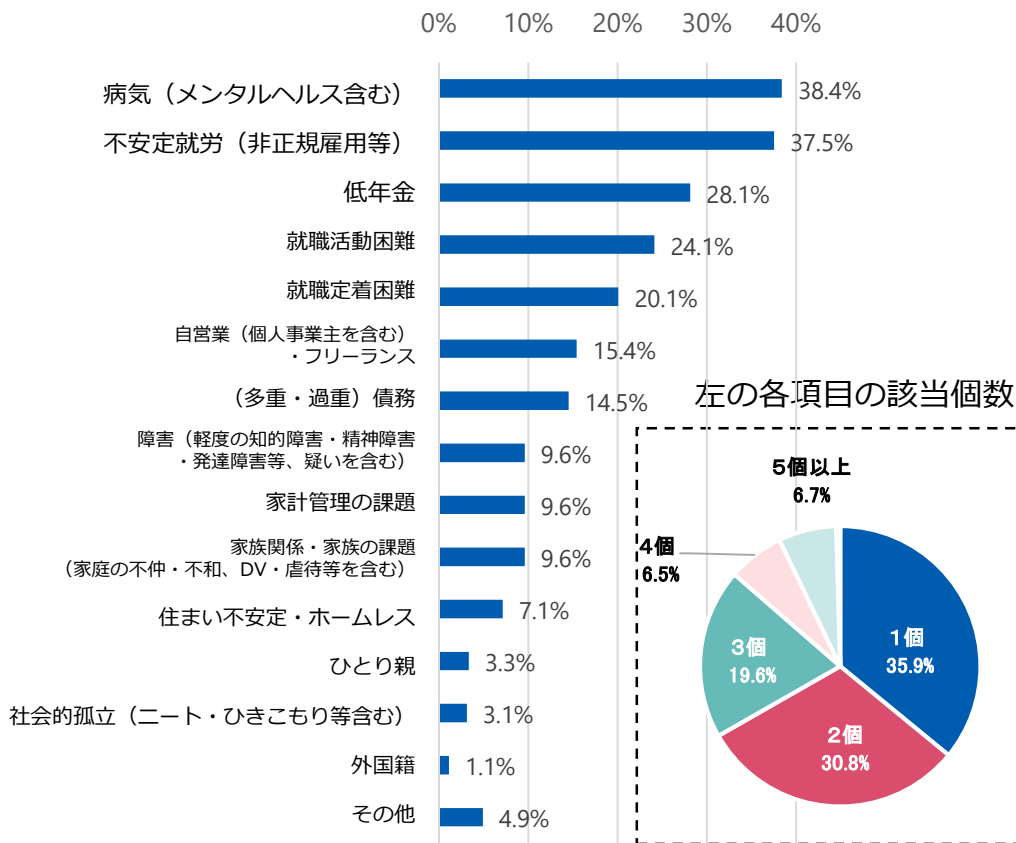
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
都道府県(郡部)	22人	22人	23人	23人	23人	24人	24人	24人	24人	24人
※人口20万人当たり	(+3)	(±0)	(+1)	(±0)	(±0)	(±1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)
市部	15人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	17人
※人口10万人当たり	(+2)	(+1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(+1)

被保護世帯が抱える課題

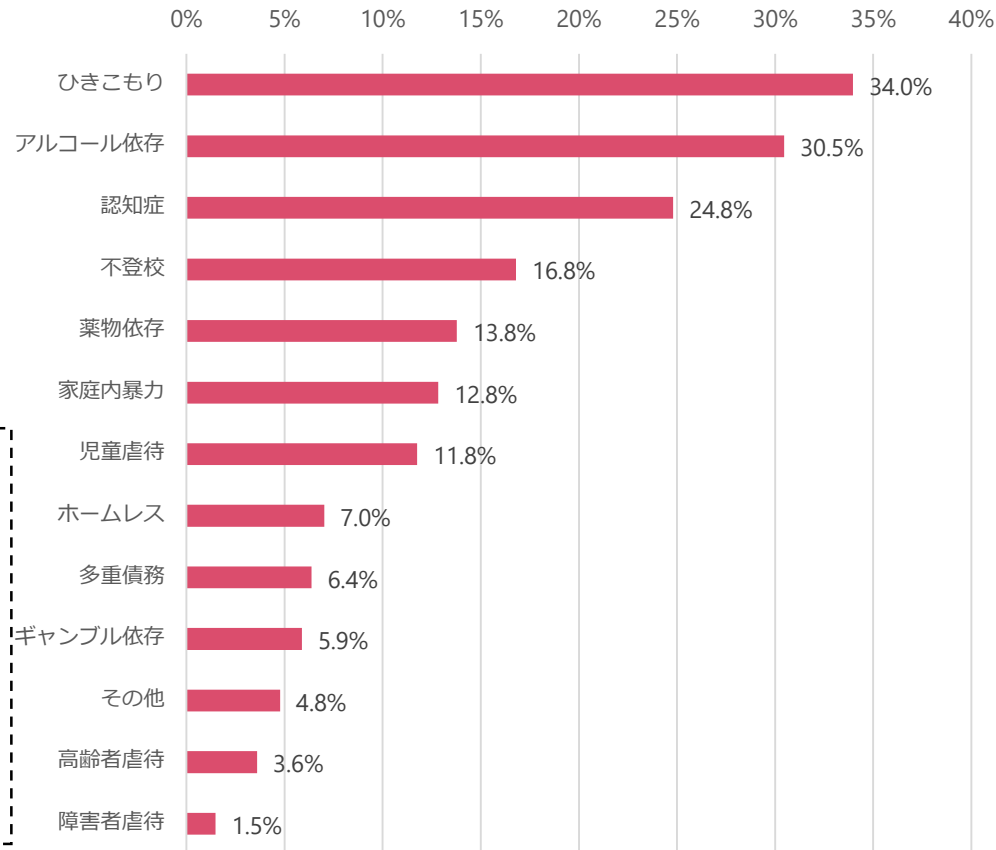
(1.福祉事務所へのアンケート、2.ケースワーカーへのアンケート)

被保護世帯の抱える課題は多岐にわたり、複数の課題を抱える世帯も多い。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースの特徴 (回答のあった448例について集計)



2. 担当経験があり、支援に困難さを感じたケースの割合



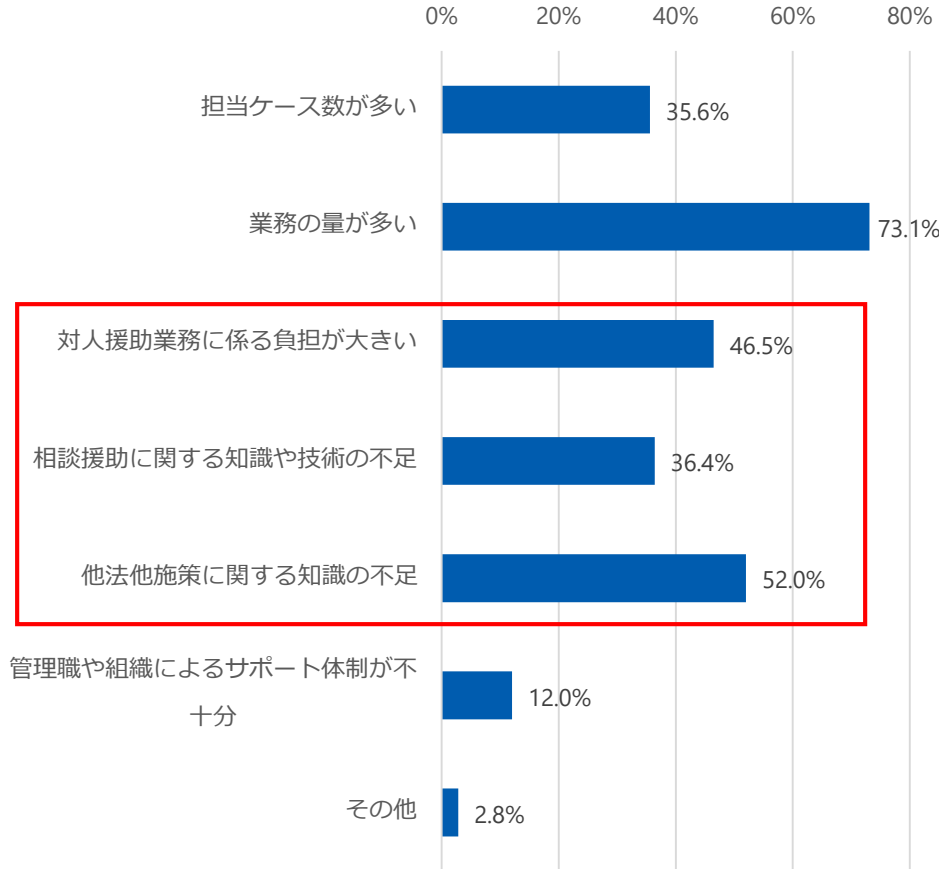
※1. 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査 (北海道総合研究調査会) 福祉事務所に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをイメージして1事例を選んでいただき、調査票への回答を依頼。「相談者の特徴 (家族が抱える (世帯としての) 特徴含む)」として、あてはまるもの全てを選択する形式で回答。

※2. 平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」(一般財団法人日本総合研究所) 報告書より、ケースワーカーにアンケート調査を実施。

ケースワーカーが負担や困難さを感じる業務 (1.2.ケースワーカーへのアンケート)

現状、ケースワーカーの多くが、他法他施策や相談援助に関する知識等の不足を背景に、業務負担を感じており、とりわけ相談援助の実施の局面を中心に困難を抱えている。

1. 業務負担を感じる理由



2. ケースワーク業務の援助段階別を感じる困難さ (困難さを感じる割合が70%以上のもの)

1 受付～申請処理
2 調査と要否判定
収集した情報に基づいてニーズを把握し、申請者・世帯の能力や良い面を検討する (70.3%) 保護が却下となった相談者を支援し、今後の生活の目途をたてられるようにする (70.4%)
3 援助方針の策定
被保護者が生活上の問題を自分の言葉で表現し、それに向き合えるよう支持的に関わる (70.8%) 被保護者がもっている強さ・力・可能性を見出し、本人に伝える(75.5%)
4 保護の実施
被保護者の就労に向けた具体的な相談援助(社会資源の活用も含む)を行う(77.2%) 被保護者が自立した日常生活を送ることができるよう、具体的な相談援助を行う (77.9%) 被保護者が地域社会の一員として生活を送ることができるよう具体的な相談援助を行う (82.4%) 被保護者からの相談や要望・苦情を受け止め、適切に対応する(79.5%) 課題を抱える子どもがいる世帯に対して、学校などの関係機関と連携して対応する (79.6%) 関係者からの情報提供や苦情、相談を受け止め、速やかに対応する(79.3%)
5 訪問調査
6 評価・見直し
被保護者の強さ・力・可能性を、被保護者や関係者と共有する(70.2%)
7 保護の廃止

今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究 結果概要

（令和3年度生活困窮者準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））

（事業実施主体：PwCコンサルティング合同会社）

業務負担軽減に関する基本的な考え方

- 生活保護に関わる業務の見直しにあたっては、要保護者の生活状況や困難な状態をよりよく理解し、より適切な支援や助言を行うという、「ケースワーク」の質向上の観点から議論する必要がある。
 - ケースワーカーの物理的な負担の軽減よりも、ケースワークに必要な専門的な知識を外部から取り入れ、ケースワーカーが自信を持って安心して業務にあたり、質の高いケースワークにつながることを目指すべきである。
- 特に、専門的な知識を要する問題や多様な問題が複雑に絡んでいる課題を解決するためには、福祉事務所以外の他機関との連携によって、それらの機関が有する専門性を統合し支援に活用されることが望ましい。
- それにより本来のケースワーク業務に充てられる時間を確保しやすくなり、生活保護における支援の質を高めることができるとともに、結果的にケースワーカーの業務負担の軽減にもつながると考えられる。

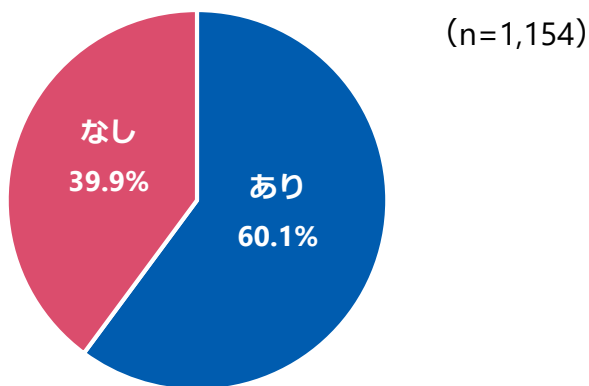
生活保護に関わる業務の負担軽減方策の全体像

- 方策として、直接雇用（正規職員の増員、会計年度任用職員の活用）を増やすという考え方等がある。
- 関係機関等との連携を適切に行うための会議体等を制度上明確に位置付けることも必要と考えられる。
- 定型的な業務はICT等を活用し業務の効率化を図ることも必要であり、国を挙げて推進すべきである。
- 生活保護に関わる業務の外部委託は、こうした方策を検討してなお業務負担の軽減が十分でない判断される場合の手段、また、外部機関が保有する知見を活用する方が質が高まると考える場合の手段として位置づけられるべきである。

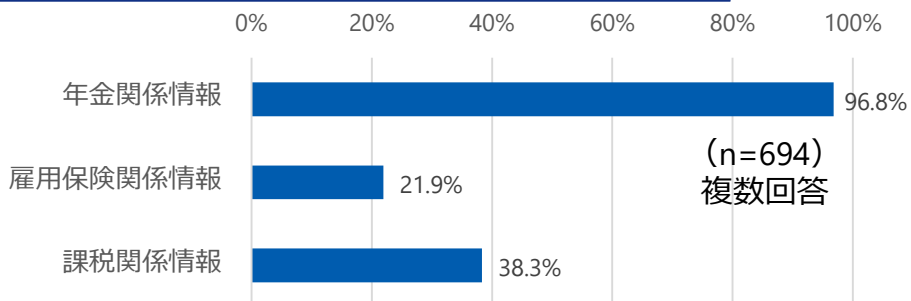
生活保護業務におけるマイナンバー情報連携の取組状況①

マイナンバー情報連携を用いて情報を取得したことがある福祉事務所は、全体の約6割。取得情報は年金関係情報が最も多く、課税関係情報が続く。他自治体での保護受給歴を取得したと回答した自治体も存在。利用場面については、申請時と毎月の収入認定業務で情報連携が使われていることが多く、その他課税調査時、年金額改定時や返還金等が発生した際にも利用されている。

1. 情報連携による情報取得の有無



2. 利用したことのある情報の種類



【その他利用したことのある情報の例】 (自由回答)

- ・他自治体での生活保護の受給履歴、社会保険関係情報、介護保険関係情報、年金生活者支援給付金、児童手当、自立支援医療（精神通院）の適用状況 等

※出典：厚生労働省社会・援護局保護課が全国の福祉事務所にアンケート調査を実施（令和3年1月～2月）

3. 情報連携の利用場面

(n=694)
複数回答

		申請時	課税調査時	毎月の収入認定時	返還、徴収時
管内の住民の場合	年金関係情報	80.4%	58.4%	63.7%	61.4%
	雇用保険関係情報	18.9%	8.5%	13.4%	15.4%
	課税関係情報	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
市外に住民票がある方や 転居直後の住民の場合	年金関係情報	62.4%	42.5%	47.0%	15.6%
	雇用保険関係情報	15.6%	6.5%	9.7%	12.0%
	課税関係情報	20.3%	33.9%	6.5%	11.7%

生活保護業務におけるマイナンバー情報連携の取組状況②

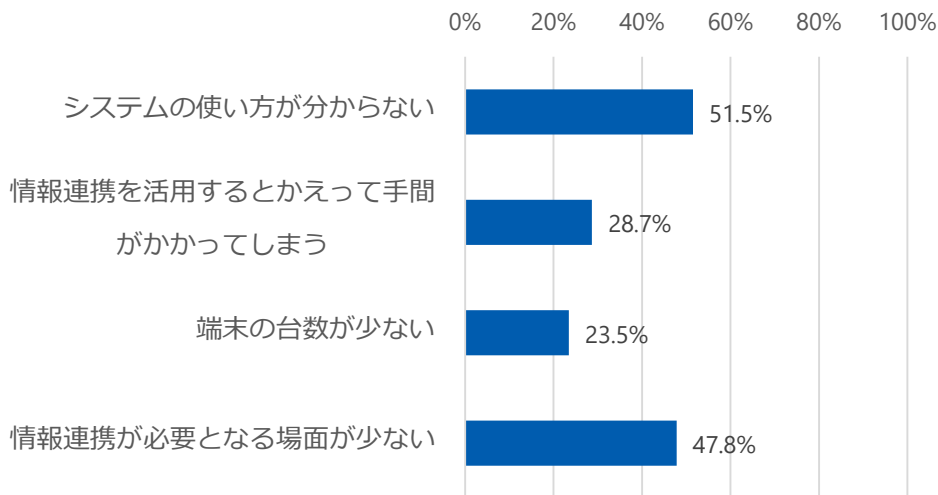
情報連携を行っていない理由としては「システムの使い方が分からない」が最多、次いで「情報連携が必要となる場面が少ない」との回答。

また、利用し始めるきっかけを質問したところ、「マニュアルの整備」が最多。その他、「改修費用の補助」や「端末の導入」等の回答があがっている。

※ 年金関係情報に特化した情報照会マニュアルは既に厚労省において作成・各自治体に配布済み。

1. 情報連携を行っていない理由

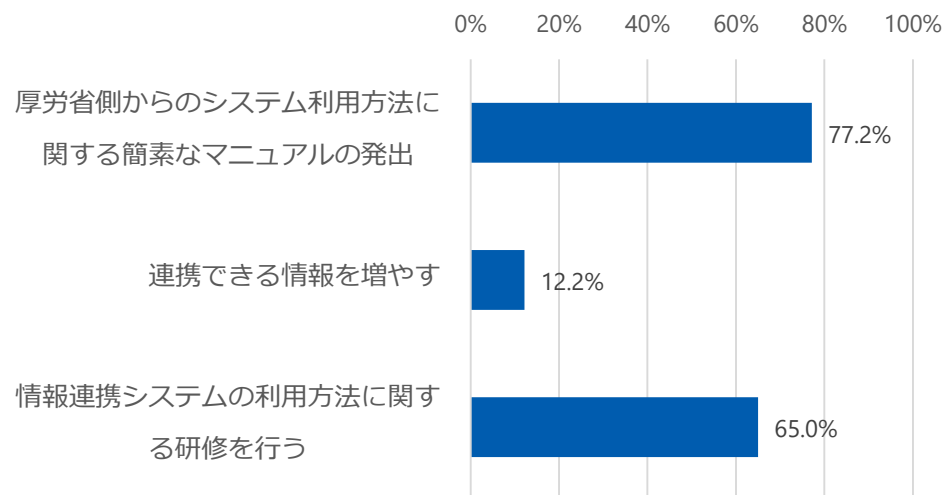
(n=460)
複数回答



【その他情報連携を行っていない理由の例】（自由回答）

- ・被保護者からマイナンバーの提供を受けていない
- ・システム端末が導入されていない 等

2. 今後情報連携を活用するきっかけ



【その他情報連携を活用するきっかけの例】（自由回答）

- ・改修費用の補助、端末の導入、金融機関の口座情報や生命保険の加入状況等の情報連携 等

不正受給の状況

- 不正受給件数及び金額は、ここ数年は減少傾向にある。
- 内容の約6割は稼働収入の無申告や過小申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額
	件	千円	千円
H23	35,568	17,312,999	487
H24	41,909	19,053,722	455
H25	43,230	18,690,333	432
H26	43,021	17,479,030	406
H27	43,938	16,994,082	387
H28	44,466	16,766,619	377
H29	39,960	15,530,019	389
H30	37,234	14,005,954	376
R1	32,392	12,960,895	400
R2	32,090	12,646,593	394

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	令和2年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	15,878	49.5
稼働収入の過小申告	3,551	11.1
各種年金等の無申告	5,678	17.7
保険金等の無申告	771	2.4
預貯金等の無申告	387	1.2
交通事故に係る収入の無申告	391	1.2
その他	5,434	16.9
計	32,090	100.0

(注1) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

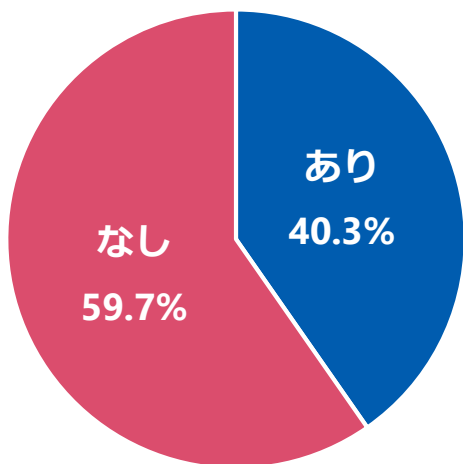
(注2) 「その他」の主なものとして、資産収入の無申告、仕送り収入の無申告などがある。

複数の福祉事務所で保護を受給する不正行為の防止について

複数の福祉事務所で保護費を受給する不正行為の事例があると回答した自治体は、回答数の40.3%。
住民票の所在地が実際の居住地とは異なる場合に、住民票所在地の自治体に保護受給の有無の確認を行う等の対応をしたことがある自治体は、回答数の81.4%。

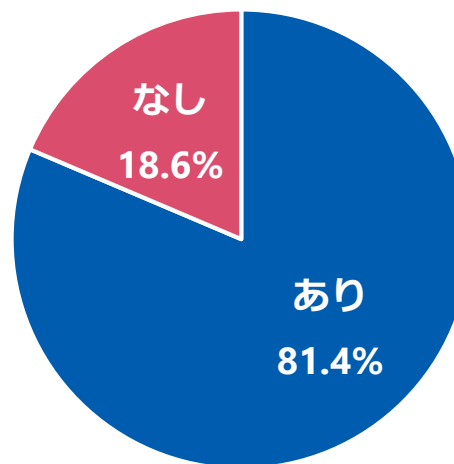
1. 事例の有無

(n=129)



2. 住民票所在地自治体への確認等の有無

(n=129)



3. 重複受給事案の例

- 郡部福祉事務所において保護申請・開始となった被保護者について、被保護者の姉に扶養能力調査を行ったところ、隣の市福祉事務所からも扶養能力調査が行われており、隣市において保護受給中であることが判明。
- ある市から生活保護を受給しているにもかかわらず、別の市に生活保護を申請し、生活保護費を不正に受給した疑いで逮捕。

※出典1・2 令和3年度生活保護担当指導職員ブロック会議でのアンケート調査

※出典3：令和元年度社会福祉推進事業「保護の実施機関における組織的運営管理のあり方に関する調査研究事業」（日本総合研究所）報告書、その他報道事案